

諮問番号 : 令和7年度諮問第5号(令和7年9月9日付け)

答申番号 : 令和7年度答申第7号(令和8年2月17日付け)

答 申

審査請求人〇〇が令和7年4月3日付けで提起した処分庁〇〇市福祉事務所長による生活保護変更申請却下決定処分(令和〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号。以下「本件処分」という。)に係る審査請求(以下「本件審査請求」という。)について、審査庁岐阜県知事(以下「審査庁」という。)から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は棄却すべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 事案の概要

審査請求人は、〇〇市長による保有個人情報不開示処分(令和〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号の〇〇)に係る審査請求(以下「個人情報審査請求」という。)の口頭意見陳述(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第31条第2項に規定する口頭意見陳述をいう。以下同じ。)及び参考人陳述(同法第34条の規定による参考人の陳述をいう。以下同じ。)に出席するために利用した福祉有償運送の費用について、生活保護変更申請を行った。当該申請を受けた処分庁は、これを却下する旨の本件処分をした。

本件審査請求は、審査請求人が本件処分の取消し、乗車船券の交付(移送費の給付)等を求めて提起したものである。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求人の主張は多岐にわたるが、本件処分に関しおおむね次のように述べ、本件処分は処分庁の誤った法解釈と事実認識に基づくものであり、取り消されるべきであると主張する。

(1) 審査請求人が出席した参考人陳述は、「保有個人情報の開示をしない旨の決定」に対する審査請求という、個人の権利擁護に関わる公的かつ公益性の高い

活動である。また、生活保護に関する情報の開示請求に関連するものであり、実質的には生活保護制度の運用に関わる手続の一環と解釈できる。最低限度の生活の保障と自立の助長という生活保護制度の目的に照らせば、参考人陳述への出席に係る移送費は、自立助長の観点から給付の対象となり得る。

また、処分庁は「実施機関の指示又は指導がない」という形式的な理由のみで申請を却下したが、生活保護制度の目的、市議会議員選挙の投票に係る過去の柔軟な運用事例及び関連通知の趣旨に反する不当な判断であり、形式的な指示又は指導がないとしても、実質的には生活保護制度の目的達成のために必要な行為であり、「実施機関の指示又は指導が既にあったものとして取り扱う」ことが相当である。

- (2) タクシー代等の移送費の支給は、傷病、障害等の状態により公共交通機関の利用が著しく困難な場合、公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者等に認められる。

審査請求人の障害の状況（身体障害者手帳2級、要介護3）からすれば、行政手続への参加のために福祉有償運送を利用することは、最低限度の生活を維持するために「真にやむを得ない状況」であったことは明らかである。これを認めないことは、障害のある被保護者に対する不当な扱いであり、生活保護制度の基本理念に反する。

- (3) 処分庁は、過去に市議会議員選挙の投票のための福祉有償運送について、「公的関与が求められる公益性が高いものであるため」、実施機関の指示又は指導がなくても「指示又は指導が既にあったものとして取り扱う」と判断し、移送費の給付を認めた経緯がある。それにもかかわらず、参考人陳述への出席という公益性を持つ行政手続への参加のための移送費を認めないのは、判断基準の一貫性を欠き、生活保護制度の趣旨に反し、合理的な根拠を欠く不当な差別に当たる。

- (4) 審査請求人は、介護給付費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第28条第1項に規定する介護給付費をいう。以下同じ。）及び地域生活支援事業（障害者総合支援法第77条第1項に規定する地域生活支援事業をいう。）の支給決定を受けており、介護給付費を限度額まで利用しているから、他人介護料を算定する要件を満たしている。

- (5) 処分庁は、審査請求人の移動費用に関する判断において、生活保護の補足性の原則及び障害者関連法規に基づく他の施策の活用を十分に検討しておらず、

また、それらと関連付けて総合的に判断する視点が欠如している。

また、障害者の官公署への移動の必要性を認める「平成20年4月以降における通院等介助の取扱いについて」（平成20年4月25日付け障障発第0425001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知。以下「通院等介助通知」という。）は本件にも類推適用されるべきであり、障害者である審査請求人が行政機関へ出向く際の移動は、通院等介助通知に示される「官公署への公的手続のための訪問」に準ずるものとして、広義の「他法による給付の手続」と解釈し、移送費の支給の要件に該当するか否かを多角的に検討すべきであった。

(6) 憲法第32条は「何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。」と定め、国民の裁判を受ける権利を保障していることから、乗車船券を交付すべきである。

(7) 処分庁が行った保護（生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第2条に規定する保護をいう。以下同じ。）の開始決定は、平成〇〇年〇〇月〇〇日に発生した交通事故（以下「本件交通事故」という。）の加害者に対する審査請求人の損害賠償請求権の代位取得を怠り、健康保険等を活用せずにされたものであり、法の趣旨及び目的並びに法第4条に定める保護の補足性の原則に反し、違法である。

また、法第78条の規定による費用徴収決定処分に係る審査請求に対して大垣市長がした裁決には誤った解釈に基づく違法があり、その違法性が承継されている。

(8) 本件処分に係る保護決定通知書に記載された理由は、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）の文言を形式的に解釈することとどまり、事実関係や具体的な検討内容を全く記載しておらず、本件処分の理由を審査請求人が十分に理解することができたとは考えられず、理由付記不備の違法があり、その瑕疵は治癒されない。

2 なお、審査請求人は、上記1のほか、①本件交通事故の加害者に対して審査請求人が有する損害賠償請求権を〇〇市あるいは処分庁が代位取得しなかったことの違法、②審査請求人と同市との間の訴訟において同市が提出した証拠及び証拠説明書により裁判所を欺罔（もう）し誤った判決が言い渡されたこと、③〇〇市長が審査請求人の「本人確認情報」を令和〇年〇〇月〇〇日まで岐阜県知事に送信しなかったことの違法、④個人情報利用停止請求に係る審査請求に対して同市

長がした裁決の違法、⑤審査請求人は平成〇〇年〇〇月〇〇日以降〇〇市民であり、国民健康保険の被保険者資格を有すること、⑥同市又は処分庁が国民健康保険被保険者証を交付しなかったことの違法、⑦同日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までの間において同市又は処分庁が審査請求人に国民健康保険料の賦課徴収及び滞納処分を行わなかったことの違法等を主張している。

第4 審理員意見書の要旨

審理員意見書には、本件審査請求のうち本件処分の取消し及び乗車船券の交付を求める部分については、本件処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却されるべきであり、本件審査請求のうち本件処分の取消し及び乗車船券の交付を求める部分以外の部分については、不適法な審査請求であるから、同条第1項及び第64条第1項並びに行政不服審査法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる旧行政不服審査法第40条第1項の規定により却下されるべきである旨記載されており、その理由はおおむね次のとおりである。

1 本件処分の取消し及び乗車船券の交付を求める部分について

審査請求人が、自身が審査請求人兼申立人となっている個人情報審査請求の参考人陳述及び口頭意見陳述（以下「本件参考人陳述等」という。）に出席するために要した費用は、最低限度の生活を保障する保護の対象となるものではない。

また、本件参考人陳述等のために〇〇市役所に行ったことは、局長通知第7の2(7)ア(ア)から(カ)までのいずれにも該当しないほか、法第15条第6号に規定する医療扶助に係る移送又は法第15条の2第1項第9号に規定する介護扶助に係る移送のいずれにも該当しない。

したがって、本件参考人陳述等への出席のために要した福祉有償運送の費用を求める本件申請について、処分庁がこれを却下する旨の本件処分を行ったことに違法又は不当な点はない。

2 本件処分の取消し及び乗車船券の交付を求める部分以外の部分について

- (1) 国民健康保険の被保険者証の交付に係る事務は市町村の事務であるところ、当該事務は地方自治法第2条第9項に規定する法定受託事務に該当しない（国民健康保険法第119条の2参照）。そして、行政不服審査法第4条は「審査請求は、法律（…中略…）に特別の定めがある場合を除くほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める行政庁に対してするものとする。」と規定しているところ、国民健康保険の被保険者証の交付に係る事務は法定受

託事務に該当しないから、当該事務に係る処分及びその不作為についての審査請求は地方自治法第255条の2の規定の適用はなく、当該事務に係る処分及びその不作為について都道府県知事に対して審査請求をすることができる旨を定めた法律の規定はない。したがって、国民健康保険の被保険者証の交付に係る処分及び不作為について都道府県知事に審査請求をすることはできないから、本件審査請求のうち〇〇市が国民健康保険被保険者証を交付しないことの違法の確認を求める部分は不適法である。

(2) 本件審査請求は令和〇年〇〇月〇〇日消印のレターパックプラスで提出されているから、本件審査請求のうち平成〇〇年〇〇月〇〇日付けの保護の開始決定の違法確認に係る部分は、旧行政不服審査法第14条に規定する審査請求期間を徒過していることは明らかであり、審査請求期間徒過により不適法を免れない。

(3) 行政不服審査法第2条は「行政庁の処分に不服がある者は、第4条及び第5条第2項の定めるところにより、審査請求をすることができる。」と規定しているところ、同法第7条第1項は「次に掲げる処分及びその不作為については、第2条及び第3条の規定は、適用しない。」と規定し、同項第12号に「この法律に基づく処分（第5章第1節第1款の規定に基づく処分を除く。）」が掲げられており、審査請求に対する裁決についてはさらに審査請求をすることができず、また、平成〇〇年〇〇月〇〇日に〇〇市長がした裁決については、行政不服審査法第62条に規定する再審査請求期間を経過していることは明らかであるから、本件審査請求のうち〇〇市長がした裁決の違法の確認を求める部分は、当該裁決に対する審査請求又は再審査請求のいずれと解したところで、不適法を免れない。

第5 審査庁の説明の要旨

当審査会に対する審査庁の説明の要旨は、おおむね次のとおりである。

- 1 審理員による審理手続は、適正であったこと。
- 2 審理員による事実認定は、妥当であると考えられること。
- 3 審理員による法令解釈のうち、本件処分の取消し及び乗車船券の交付を求める部分以外の部分については、不適法な審査請求であるから、行政不服審査法第45条第1項及び第64条第1項並びに同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる旧行政不服審査法第40条第1項の規定により却下されるべきとの部分は、次の理由から妥当でないと考えられること。

- (1) 審理の対象は審査請求の趣旨に拘束されるものではないこと。
- (2) 審査請求人は、審査請求の趣旨において、本件処分の取消し及び乗車船券の交付を求めるほか、〇〇市が国民健康保険被保険者証を交付しないことの違法確認、〇〇市福祉事務所長による平成〇〇年〇〇月〇〇日付け生活保護開始決定の違法確認及び〇〇市長が平成〇〇年〇〇月〇〇日にした裁決の違法確認を求めているが、審査請求書の記載内容及び審理手続の全趣旨を踏まえると、これらは本件処分を不服とする理由であると解されること。
- 4 よって、審理員の判断と異なり、本件審査請求の結論としては、本件審査請求について、本件処分の取消し及び乗車船券の交付を求める部分とこれ以外の部分とに区分することなく棄却するのが相当であること。

第6 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和7年 9月 9日	諮問
令和7年11月 4日	審議（第31回第2部会）
令和7年12月16日	審議（第32回第2部会）

第7 審査会の判断の理由

当審査会は、審理員意見書及び事件記録に基づき本件審査請求について検討した結果、次のとおり判断する。

1 法の規定等

(1) 法

ア 法第1条は、この法律の目的について、次のとおり規定している。

「第1条 この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」

イ 法第3条は、最低生活について、次のとおり規定している。

「第3条 この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。」

ウ 法第4条は、保護の補足性について、次のとおり規定している。

「第4条 略

2 民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

3 略

エ 法第8条は、基準及び程度原則について、次のとおり規定している。

「第8条 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。

2 略

オ 法第11条は、種類について、次のとおり規定している。

「第11条 保護の種類は、次のとおりとする。

一 生活扶助

二及び三 略

四 医療扶助

五 介護扶助

六から八まで 略

2 略

カ 法第12条は、生活扶助について、次のとおり規定している。

「第12条 生活扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

一 略

二 移送

キ 法第15条は、医療扶助について、次のとおり規定している。

「第15条 医療扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

一から五まで 略

六 移送

ク 法第15条の2は、介護扶助について、次のとおり規定している。

「第15条の2 介護扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない要介護者（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項に規定する要介護者をいう。第3項において同じ。）に対して、第1号から第4号まで及び第9号に掲げる事項の範囲内におい

て行われ、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない要
支援者（同条第4項に規定する要支援者をいう。以下この項及び第
6項において同じ。）に対して、第5号から第9号までに掲げる事項
の範囲内において行われ、困窮のため最低限度の生活を維持するこ
とのできない居宅要支援被保険者等（同法第115条の45第1項
第1号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。）に相当する者（要
支援者を除く。）に対して、第8号及び第9号に掲げる事項の範囲内
において行われる。

一から八まで 略

九 移送

2から7まで 略

ケ 法第24条は、申請による保護の開始及び変更について、次のとおり規定
している。

「第24条 保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところに
より、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出し
なければならない。ただし、当該申請書を作成することができない
特別の事情があるときは、この限りでない。

一から五まで 略

2 略

3 保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、
種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これ
を通知しなければならない。

4 前項の書面には、決定の理由を付さなければならない。

5から8まで 略

9 第1項から第7項までの規定は、第7条に規定する者からの保護の
変更の申請について準用する。

10 略

(2) 生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号（令和7年
厚生労働省告示第132号による改正前のもの）。以下「保護基準」という。）
ア 保護基準別表第1第2章2は、障害者加算について、次のとおり定めてい
る。なお、保護基準は、法第8条第1項に規定する厚生労働大臣の定める
基準である。

「2 障害者加算

(1) 略

(2) 障害者加算は、次に掲げる者について行う。

ア 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の身体障害者障害程度等級表（以下「障害等級表」という。）の1級若しくは2級又は国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）別表に定める1級のいずれかに該当する障害のある者（症状が固定している者及び症状が固定してはいないが障害の原因となつた傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた後1年6月を経過した者に限る。）

イ 障害等級表の3級又は国民年金法施行令別表に定める2級のいずれかに該当する障害のある者（症状が固定している者及び症状が固定してはいないが障害の原因となつた傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた後1年6月を経過した者に限る。）。ただし、アに該当する者を除く。

(3)及び(4) 略

(5) 介護人をつけるための費用を要する場合においては、別に、71,200円の範囲内において必要な額を算定するものとする。」

イ 保護基準別表第1第3章3は、移送費について、次のとおり定めている。

「3 移送費

移送費の額は、移送に必要な最小限度の額とする。」

ウ 保護基準別表第4は、医療扶助基準について、次のとおり定めている。

「別表第4 医療扶助基準

1から3まで	略	略
4	移送費	移送に必要な最小限度の額

エ 保護基準別表第5は、介護扶助基準について、次のとおり定めている。

「別表第5 介護扶助基準

1	略	略
2	移送費	移送に必要な最小限度の額

(3) 局長通知

ア 局長通知第6は、他法他施策の活用について、次のとおり定めている。なお、局長通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第3項に規定する「第1号法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準」（以下「処理基準」という。）である。

「第6 他法他施策の活用

次に掲げるものは、特にその活用を図ること。また、活用を図るべきものはこれらに限られるものではないので、これら以外のものの活用についても、留意すること。

1から3まで 略

4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

5から40まで 略

イ 局長通知第7の2(7)は、移送費について、次のとおり定めている。

「(7) 移送費

ア 移送は、次のいずれかに該当する場合において、他に経費を支出する方法がないときに乗車船券を交付する等なるべく現物給付の方法によって行なうこととし、移送費の範囲は、(ケ)又は(サ)において別に定めるもののほか、必要最小限度の交通費、宿泊料及び飲食物費の額とすること。この場合、(ア)若しくは(イ)に該当する場合であって実施機関の委託により使役する者があるとき、(ウ)、(オ)、(コ)若しくは(シ)に該当する場合であって付添者を必要とするとき又は(エ)に該当する場合の被扶養者にあつては、その者に要する交通費、宿泊料及び飲食物費並びに日当（実施機関の委託により使役する者について必要がある場合に限る。）についても同様の取扱いとすること。

(ア) 生計の途がなく、かつ、一定の住居を持たない者で、野外において生活している者、外国からの帰還者等やむを得ない状態にあると認められる要保護者を扶養義務者その他の確実な引取り先に移送する必要があると認められる場合

(イ) 要保護者を保護の必要上遠隔地の保護施設等へ移送する場合

(ウ) 被保護者が実施機関の指示又は指導をうけて他法による給付の手続、施設入所手続、就職手続及び検診等のため当該施設等へ出向いた場合

(エ) 被保護者が実施機関の指示又は指導をうけてその者の属する世帯の世帯員として認定すべき被扶養者を引取りに行く場合

(オ) 被保護者が障害者支援施設、公共職業能力開発施設等に入所し若しくはこれらの施設から退所する場合又はこれらの施設に通所する場合であつて、身体的条件、地理的条件又は交通事情により、

交通費を伴う方法以外には通所する方法が全くないか又はきわめて困難である場合

- (カ) (オ)に掲げる施設等に入所している被保護者が当該施設の長の指導により出身世帯に一時帰省する場合又はこれらの施設に入所している者の出身世帯員（被保護世帯に限る。）がやむを得ない事情のため当該施設の長の要請により当該施設へ行く場合
- (キ) 被保護者が実施機関の指示又は指導をうけて求職又は施設利用のため熱心かつ誠実に努力した場合
- (ク) 被保護世帯員のいずれかが入院したため当該患者の移送以外に実施機関が認める最小限度の連絡を要する場合
- (ケ) 被保護者（その委託による代理人を含む。）が、当該被保護者の配偶者、3親等以内の血族若しくは2親等以内の姻族であって他に引取人のない遺体、遺骨を引取りに行く場合又はそれらの者の遺骨を納めに行く場合で実施機関がやむを得ないと認めたとき。
この場合、遺体の運搬費を要するときは、その実費を認定して差しつかえない。
- (コ) 被保護者が、配偶者、3親等以内の血族若しくは2親等以内の姻族が危篤に陥っているためそのもとへ行く場合又はそれらの者の葬儀に参加する場合で実施機関がやむを得ないと認めたとき。
- (ク) 被保護者が転居する場合又は住居を失なった被保護者が家財道具を他に保管する場合及びその家財道具を引き取る場合で、真にやむを得ないとき。
この場合、荷造費及び運搬費を要するときは、実施機関が事前に承認した必要最小限度の額を認定して差しつかえない。
- (シ) 被保護者が出産又は妊婦健診（妊婦に対する健康診査についての望ましい基準（平成27年3月31日厚生労働省告示第226号）に基づき公費負担の限度となっている回数に限る）のため病院、助産所等へ入院、入所し、又は退院、退所、通院又は通所する場合
- (ス) 刑務所、少年院等に入所している者の出身世帯員（被保護世帯に限る。）がやむを得ない事情のため当該施設の長の要請により当該施設へ行く場合

- (セ) アルコールやその他薬物などの依存症若しくはその既往のある者又はその同一世帯員が、病状改善や社会復帰の促進を図ることを目的とする事業や団体の活動を継続的に活用する場合若しくは当該事業や団体の実施する2泊3日以内の宿泊研修（原則として当該都道府県内に限る。）に参加する場合又は精神保健福祉センター、保健所等において精神保健福祉業務として行われる社会復帰相談指導事業等の対象者若しくはその同一世帯員が、その事業を継続的に活用する場合であって、それがその世帯の自立のため必要かつ有効であると認められるとき。
- (ソ) 被保護者が子の養育費の支払いを求める調停又は審判のため家庭裁判所に出頭する場合
- (タ) 被保護者が実施機関の被保護者健康管理支援事業に基づく受診勧奨による、健診（例えば、健康増進法に基づく健康診査）又は保健指導のため通院又は通所する場合

イ 略

- (4) 「介護扶助と障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付との適用関係等について」（平成19年3月29日付け社援保発第0329004号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「適用関係通知」という。）

適用関係通知第2は、他人介護料の算定の考え方について、次のとおり定めている。なお、適用関係通知は、法による介護扶助と障害者総合支援法に基づく自立支援給付との適用関係及び他人介護料（保護基準別表第1第2章2(5)の規定により介護人を付けるための費用として算定される障害者加算をいう。以下同じ。）の取扱いについて整理した通知であり、処理基準に該当する。

「第2 他人介護料の算定の考え方について

1 基本的取扱い

他人介護料の算定は、在宅の被保護者が、介護保険給付、介護扶助及び介護給付費等によるサービスを利用可能限度まで利用し、それでもなお、介護需要が満たされない場合において、家族以外の者から介護を受けることを支援するために行うものであること。

そのため、次のいずれかに該当する場合には、他人介護料を算定してはならないこと。

- (1) 要介護認定、障害程度区分の認定を受けていない場合

(2) 上記の認定は受けているが、介護保険給付、介護扶助、介護給付費等により活用可能なサービスを最大限利用していない場合

2 略

(5) 「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）

問答集の問3-20-2は、保有が認められた自動車の他用途への利用について、次のとおり定めている。

「問3-20-2〔保有が認められた自動車の他用途への利用〕

通勤や通院等のために保有が認められた自動車の他用途への利用については、どのように取扱うべきか。

(答) 自動車は最低限度の生活の維持のために活用すべき資産であり、また、維持費を継続的に必要とすることから、原則として保有を認めていないが、障害（児）者や公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者等が通勤、通院等のために利用する場合で一定の要件を満たす場合に例外的に保有を認めている。

この場合における保有が認められた目的以外の用途への自動車の利用については、以下により取り扱うこと。

1 障害（児）者の通勤や通院等のために保有が認められた自動車の場合

日常生活に不可欠な買い物等について、家族による買い物の支援や宅配サービス、移動販売、福祉サービスの活用などの代替手段が考えられるものの、障害（児）者が有する障害による一定の支障が想定される。

このため、障害（児）者又はその家族若しくは常時介護者が障害（児）者のために日常生活に不可欠な買い物等に行く場合についても、社会通念上やむを得ないものとして、原則として自動車の利用を認めて差し支えない。

なお、最低生活を保障する生活保護制度の運用として国民一般の生活水準等を考慮すれば、通勤や通院等のために保有が認められた自動車について遊興のため度々使用することは、法第60条の趣旨に照らして望ましくないことはいうまでもない。

2 公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者等の通勤や通院等のために保有が認められた自動車の場合（当該地域に勤務地がある場合や深夜勤務等の業務に従事していることを理由として認められる場合を含む。）

日常生活に不可欠な買い物等について、地域の交通事情や世帯の状況等により一定の支障がある場合が想定されるが、一方で、宅配サービス、移動販売などの代替手段や、近隣に店舗があるなど、特段の支障がない場合も想定される。

このため、日常生活に不可欠な買い物等について、地域の交通事情や世帯の状況等を勘案して、低所得世帯との均衡を失しないと保護の実施機関が認める場合には、自動車の利用を認めて差し支えない。

なお、遊興については前述のとおり。

3 事業用自動車の場合

上記1又は2に該当する場合を除き、原則として保有が認められた事業用以外の利用は認められないこと。」

(6) 障害者総合支援法

障害者総合支援法第1条は、目的について、次のとおり規定している。なお、障害者総合支援法は、もともと「障害者自立支援法」という題名で公布された法律であるが、平成24年法律第51号により題名が改正されている。

「第1条 この法律は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。」

(7) 通院等介助通知

通院等介助通知は、平成20年4月以降における通院等介助の取扱いについて、次のとおり定めている。

「 「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第523号。平成25年4月から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準

該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準)の一部が改正され、「通院介助」を「通院等介助」として居宅介護における通院介助の対象範囲を官公署まで拡大したところである。

また、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成18年10月31日付障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。平成25年4月から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」)についても同様の改正を行ったところであるが、官公署の具体的範囲並びにその具体的な取扱いは下記のとおりであり、平成20年4月1日より適用することとしたので、御了知の上、貴管内市町村、関係機関等に周知徹底を図られたい。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1 略

2 通院等の範囲について

「通院等」の範囲(以下「移動先」という。)については、以下の(1)から(3)に掲げるものであること。

(1) 略

(2) 官公署(国、都道府県及び市町村の機関、外国公館(外国の大使館、公使館、領事館その他これに準ずる施設をいう。)並びに指定地域移行支援事業所、指定地域定着支援事業所、指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所。以下同じ。)に公的手続又は障害福祉サービスの利用に係る相談のために訪れる場合

(3) 略

3 略

別紙1から5まで 略

(8) 行政手続法(平成5年法律第88号)

行政手続法第8条は、理由の提示について、次のとおり規定している。

「第8条 行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする

場合は、申請者に対し、同時に、当該処分を理由を示さなければならない。ただし、法令に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類その他の申請の内容から明らかであるときは、申請者の求めがあったときにこれを示せば足りる。

2 略

2 本件処分について

(1) 本件処分について

ア 本件審査請求の審査請求人は、自身が審査請求人兼申立人となっている個人情報審査請求の本件参考人陳述等に出席するために〇〇市役所に行った際の費用を申請した。しかし、処分庁が審査請求人に対し、本件参考人陳述等のために〇〇市役所に行くよう指導又は指示をした事実は認められない。さらに、処分庁が審査請求人に対し、個人情報審査請求を提起するよう指導又は指示をした事実も認められない。

よって、審査請求人が本件参考人陳述等のために〇〇市役所に行ったことは、局長通知第7の2(7)ア(ウ)の「被保護者が実施機関の指示又は指導を受けて他法による給付の手続、施設入所手続、就職手続及び検診等のため当該施設等へ出向いた場合」に当たらない。このほか、局長通知第7の2(7)ア(ア)、(イ)及び(エ)から(ク)までのいずれにも該当しないことは明らかである。

イ なお、審査請求人が本件参考人陳述等のために〇〇市役所に行ったことが法第15条第6号に規定する医療扶助に係る移送又は法第15条の2第1項第9号に規定する介護扶助に係る移送のいずれにも該当しないことも明らかである。

ウ したがって、本件参考人陳述等への出席のために要した福祉有償運送の費用を求める本件申請について、処分庁がこれを却下する旨の本件処分を行ったことに違法又は不当な点はない。

(2) 審査請求人の主張について

ア 上記第3の1(1)の主張について

審査請求人は、本件参考人陳述等は、個人の権利擁護に関わる公的かつ公益性の高い活動であり、実質的には生活保護制度に関わる手続の一環と解釈することができ、自立助長の観点からも、「実施機関の指示又は指導が

既にあったものとして取り扱う」ことが相当である旨主張する。

しかしながら、「行政庁の処分に対し不服申立をすることができる者は、法律に特別の定めがない限り、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれがあり、その取消等によつてこれを回復すべき法律上の利益をもつ者に限られる」（最高裁判所昭和53年3月14日第三小法廷判決（昭和49年（行ツ）第99号））とされており、自己の法律上の利益にかかわらず審査請求をすることはできないから、個人情報審査請求の審理手続として行われた本件参考人陳述等が専ら公益の実現を目的として実施されたものとはいえない。

また、局長通知第7の2(7)ア(セ)のように自立のため必要かつ有効であると認められる移送であっても限定的に規定していることからすれば、自立助長に係る移送であるとの理由のみをもって移送費の給付対象になるということとはできない。

以上により、審査請求人の主張を採用することはできない。

イ 上記第3の1(2)の主張について

審査請求人は、傷病、障害等の状態により公共交通機関の利用が著しく困難な場合は移送費の支給が認められると主張し、自身の障害の状況からすれば、福祉有償運送を利用することは「真にやむを得ない状況」にあったとして、移送費の給付を求めている。

しかしながら、局長通知第7の2(7)ア(ア)から(ク)までに掲げる場合のうち、被保護者の身体的条件によって移送費が給付され得る場合は(カ)の場合に限られるところ、本件がこれに当たらないことは明らかである。

なお、審査請求人は、令和6年12月25日付けで問答集が一部改正され、「日常生活に不可欠な買い物」、「公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者等の通勤や通院等」の自動車利用に関する基準が示されている旨主張するが、当該改正で追加された問答集問3-20-2は「保有が認められた自動車の他用途への利用」の基準について示したものであって、移送費の給付基準を示したものではない。

以上のことから、審査請求人の主張を採用することはできない。

ウ 上記第3の1(3)の主張について

審査請求人は、過去に市議会議員選挙の投票のための福祉有償運送に係る移送費の給付が認められた経緯がある旨主張する。

しかし、生活保護における移送は一定の要件を満たす場合に給付されるも

のであるから、過去に移送の給付を受けたことがあるからといって、審査請求人の全ての移動が法による移送の対象となるとはいえないから、審査請求人の主張には理由がない。

エ 上記第3の1(4)の主張について

審査請求人は、移送費として給付要件を満たしていなくても、他人介護料の要件を満たしているから、他人介護料として支給されるべき旨を主張するものと解される。

この点、障害者加算のひとつである他人介護料は、「障害者加算の支給対象に該当する者であって、その障害のため日常起居動作に著しい障害があることから他人の介護を必要とする者で現実に他人の介護を受けている場合に支給するもの」（平成23年5月24日第2回社会保障審議会生活保護基準部会の資料3「生活保護基準の体系等について」（厚生労働省社会・援護局保護課）（<https://www.mhlw.go.jp/content/12002000/001340193.pdf>））とされている。

本件申請に係る福祉有償運送の利用案内をみると、福祉有償運送の利用料は、運送料金が1kmにつき150円、回送料金（お迎え料金）が1回につき150円とされているほか、「福祉有償運送サービスは、基本的に運送のみです。乗降時の介助はできますが、その後の付き添いや介助は、生活支援とし、別に10分につき150円の料金がかかります。」と記載されている。

そして、本件申請に係る生活保護開始（変更）申請書に添付されていた領収証には、「意見陳述 片道〇〇km（〇〇円）×〇〇+迎車（〇〇円）×〇〇」と、本件申請に係る〇〇円の算出根拠が示されている。

よって、本件申請に係る福祉有償運送において、付添いや介助の対価が生じておらず、審査請求人が現実に他人の介護を受けたとは認められない以上は、他人介護料を給付することはできない（なお、利用案内に掲げられている回送料金（お迎え料金）150円と当該領収書に記載されている迎車〇〇円とでは金額が異なるが、当該領収書には付き添いや介助の対価の記載がないことに変わりはない。）。

以上により、審査請求人の主張には理由がない。

オ 上記第3の1(5)の主張について

(ア) 審査請求人は、処分庁の判断は保護の補足性の原則及び障害者関連法規に基づく他の施策の活用を十分に検討しておらず、また、それらと関連付

けて総合的に判断する視点が欠けている旨主張する。

しかしながら、行政機関である処分庁は、法令、処理基準等を誠実に執行する立場にある。また、行政機関である審査庁も、処分が法令、合理的と認められる処理基準等に適合したものであるかどうかを判断することを職分とするものであって、処分が法令、合理的と認められる処理基準等に適合していればこれを違法又は不当なものとして取り消すことはできない。

そして、本件処分は、合理的と認められる処理基準である局長通知第7の2(7)アに定める移送費の給付要件に当てはめてされたものであるから、審査請求人の主張には理由がない。

(イ) また、審査請求人は、通院等介助通知は本件にも類推適用されるべきである旨主張する。

しかしながら、通院等介助通知は障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスに係る通知であるところ、障害者総合支援法は、障害者及び障害児に対して「必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行」うことを目的としている（障害者総合支援法第1条）から、法に基づく生活保護と障害者総合支援法に基づく給付とは、対象者の範囲や給付の内容が必ずしも一致するものではない。

よって、障害者総合支援法による「通院等介助」が官公署に公的手続のために訪れる場合も対象にしているからといって、法による移送費について通院等介助通知が類推適用されるとはいえず、審査請求人の主張には理由がない。

カ 上記第3の1(6)の主張について

審査請求人は、憲法第32条が国民の裁判を受ける権利を保障していることから、本件処分が同条の規定に違反する旨を主張するものと解される。

しかしながら、審査請求は行政庁が審査庁となる不服申立制度であり、司法権の主体である裁判所による裁判とは異なる制度であるから、憲法第32条が直接に適用されるものではない。

また、憲法第32条の規定は、「貧困者に対する法律扶助を国の義務として定めているものではない」（東京地方裁判所昭和54年4月11日判決（昭和48年（行ウ）第174号、第175号））。

以上のことから、審査請求人の主張には理由がない。

キ 上記第3の1(7)の主張について

(ア) 審査請求人は、保護の開始決定の違法が本件処分に承継されている旨主

張するものと解される。

違法性の承継については、審査請求書15ページ23行目から16ページ7行目までに記載のとおりであり、仮に先行行為である保護の開始決定に違法性があるとしても、その違法性が本件処分に承継されることはない。また、保護の開始決定と本件処分とは、連続した一連の手続を構成し一定の法律効果の発生を目指しているということもできないから、違法性が承継される例外にも当たらない。

以上により、保護の変更申請を却下した本件処分の取消しを求める本件審査請求において、本件処分に先行して行われた保護の開始決定の違法性を審査請求の理由とすることはできないから、審査請求人の主張には理由がない。

- (イ) また、審査請求人は、法第78条の規定による費用徴収決定処分に係る審査請求に対して〇〇市長がした裁決の違法性を主張するが、上記(ア)で述べたことと同様に、仮に当該裁決の違法性があるとしてもその違法性が本件処分に承継されることはないから、審査請求人の主張には理由がない。

ク 上記第3の1(8)の主張について

審査請求人の主張するところは、本件処分に係る保護決定通知書に理由付記の不備があり、本件処分は違法であるというものと解される。

行政手続法第8条第1項本文が、行政庁が申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合に同時にその理由を申請者に示さなければならないとしているのは、拒否事由の有無についての行政庁の判断の慎重と合理性を担保して恣意を抑制するとともに、拒否の理由を申請者に知らせて不服申立てに便宜を与える趣旨に出たものと解される。そして、同条の規定により「提示される理由の程度は、許認可等の性質、当該法令の趣旨、目的に照らし決定すべきであるが、理由提示を義務付ける趣旨から、抽象的・一般的なものでは不十分で、申請者が拒否の理由を明確に認識し得るものであることが必要であると考えられる（最高裁昭和38年5月31日2小判決・民集17巻4号617頁参照）。」（「逐条解説行政手続法〔改正行審法対応版〕」149ページ、一般財団法人行政管理研究センター編集、平成28年）とされている。また、「生活保護手帳 別冊問答集 2024年度版」（中央法規出版株式会社、令和6年8月30日発行）の問10-14（396ページ）には、「本法において、決定通知書に決定理由を付記しなければならないこととされている（法第24条第4項、第

25条第2項及び第26条)ことは、本法の目的が国民の最低限度の生活の保障にあるところから、保護の決定が、どのような理由によって行われたものであるかを、申請者等に十分周知させることが望ましいとの趣旨によるものである。したがって、決定通知書に付記すべき理由は、そのような趣旨を満足させるものでなければならない。これを保護の決定のそれぞれについて具体的に示すことは、困難であるが、個別のケースに応じて、決定の理由を周知させるに必要かつ十分な内容であり、申請者等が容易に理解できるような表現を用いることが望ましい。」と記載されている。

これを本件についてみると、本件処分に係る保護決定通知書の「決定した理由」には、単に局長通知第7の2(7)に該当しないというだけの一般的又は抽象的な記載にとどまらず、判断の基礎とした事実関係（個人情報審査請求の審査請求人は本件申請の申請者であること及び本件参考人陳述等の実施の通知は〇〇市長から発出されていること。）も具体的に示されている。

加えて、審査請求人自身が「処分庁が「実施機関の指示又は指導がない」という形式的な理由のみで本件移送費の給付を却下することは、生活保護制度の目的、過去の柔軟な運用事例、および関連通知の趣旨に反する不当な判断である。」と述べていることは、処分庁の指導又は指示がないという本件処分の理由を審査請求人自身が認識している証左であるともいえる。

したがって、審査請求人の主張には理由がない。

ケ その他の主張について

審査請求人はその他の事項についても多岐にわたり主張するが、その主張するところは本件処分と関係あるものと解することができないものか、上記の判断を左右するに足りないものであるから、いずれも審査請求人の主張には理由がない。

3 結論

以上のとおり、当審査会として、審理員が行った審理手続の適正性を含めた審査庁の判断の妥当性を審査した結果、審理手続、事実認定並びに法令の解釈及び適用のいずれについても適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った部会の名称及び委員の氏名)

岐阜県行政不服審査会 第2部会

部会長 岩田尚之、委員 大畑敦美、委員 三谷晋